

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

地域振興部 地域政策課

許認可等の内容		公民館使用料の減免に対する決定
根拠法令等及び条項		栃木市公民館条例第 1 1 条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	
審査 基準	根拠条項	栃木市公民館条例施行規則第 8 条第 1 項
	参考事項	
	設定等年月日	平成 2 2 年 3 月 2 9 日設定 令和 3 年 4 月 1 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市公民館条例抜粋 (使用料の減免)</p> <p>第 1 1 条 使用料は、市長が公益上必要と認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。</p> <p>栃木市公民館条例施行規則抜粋 (使用料の減免)</p> <p>第 8 条 条例第 1 1 条の規定に基づき、使用料を減額し、又は免除する場合の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市が利用する場合 全額免除</p> <p>(2) 市内の保育園、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、短期大学及び大学が利用する場合 全額免除</p> <p>(3) 市内の社会教育関係団体がその目的のために利用する場合 全額免除</p> <p>(4) その他市長が特に必要と認める場合 市長が別に定める額</p>	